

すみれ工房用地造成工事 質疑応答票

日付	質問事項	回答内容
平成 29 年 9 月 1 日	産業廃棄物の撤去処分に関し、参考図書には掘削範囲の指定はあるが、想定廃棄物量が明記されていない。処理費用は従量制とのことなどで、入札額とは別に処理費用は負担してもらえるのか。	<p>想定埋設されている廃棄物量については、掘削量のうち 20% (9 m<sup>3</sup>) の安定型産業廃棄物 (コンクリートガラ等) が埋め立てられている想定で、処理・処分費用を予定価格で見込んでいます。</p> <p>また、掘削量に対する分別作業費用も予定価格で見込んでいます。但し、当該用地に埋め立てられている産業廃棄物については、計画範囲以外にも埋め立てられている情報があるとともに、当該用地では、20 年以上前になります木屑等の野焼きが行われていたとの情報もあります。</p> <p>そのため、計画範囲を含め、トレンチ試掘を実施しながら廃棄物の埋め立て場所を特定し、廃棄物処理を行っていただくことを想定しています。</p> <p>掘削量、廃棄物量が特定できないため、マニフェスト従量制と要項でお示ししています。</p> <p>廃棄物の管理型、安定型の別については、監督行政庁の指導に従い判断いたします。</p> <p>以上のことから、廃棄物処理処分工事については、工事の実績に付帯する変更契約を締結し、工事代金の支払いを行います。</p> <p>落札者は、工事入札額をもって決定し、処理単価は落札要件とはしません。</p>